

青森県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第十号)

改正

平成十九年三月二十八日規則第二五号
平成十九年六月二十八日規則第三三三号
平成二〇年三月二十七日規則第六号
平成二一年三月二十四日規則第二号
平成二四年三月十九日規則第一号
平成二四年三月三〇日規則第三号
平成二五年三月二十七日規則第一号
平成二六年三月十八日規則第一号
平成二六年六月一七日規則第七号

目次

第一章	総則(第一条・第二条)
第二章	級別標準職務(第三条)
第三章	級別資格基準(第四条―第八条)
第四章	新たに職員となった者の職務の級及び号給(第九条―第十六条)
第五章	昇格及び降格(第十七条―第二十条)
第六章	昇給(第二十一条―第二十六条)
第七章	特別の場合における号給の決定(第二十七条)
第八章	雑則(第二十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号。以下「条例」という。）第三条第三項及び第四条並びに第三十一条の規定に基づく職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關しては、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 条例第三条第一項に規定する行政職給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- 二 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- 三 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- 四 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第六条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- 五 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- 六 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- 七 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級における在級年数をいう。
- 八 採用試験 広域連合職員を採用するための競争試験又は広域連合長がこれに準ずると認める試験をいう。
- 九 大卒程度 広域連合職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 十 短大卒程度 広域連合職員採用試験（短期大学卒業程度）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 十一 高卒程度 広域連合職員採用試験（高等学校卒業程度）及びこれに相当する採用試験をいう。

第二章 級別標準職務

(級別標準職務)

第三条 条例第三条第三項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第一に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第三章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第四条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第二に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第五条 級別資格基準表は、その者に適用される試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める右側の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、左側の数字は当該職務の級に決定するための必要経過年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

一 採用試験の結果に基づいて職員となった者

二 採用試験に準ずる試験としてあらかじめ広域連合長の承認を得た試験の結果に基づき、広域連合長により承認された方法により選択されて職員となった者

三 前二号のいずれかに該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない県職員、国又は他の地方公共団体の職員その他広域連合長の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続き職員となった者

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第三に定

める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（経験年数の起算及び換算）

第六条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第四に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整）

第七条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第五に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（特定の職員の在級年数の取扱い）

第八条 第十五条の規定の適用を受けた職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ広域連合長の承認を得て定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

第四章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

（新たに職員となった者の職務の級）

第九条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

一 給料表の職務の級八級、七級及び六級にあつては、あらかじめ広域連合長の承認を得ること。

二 前号で規定する職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第十五条各号のいずれかに掲げる者から職員となつた者に前項第二号の規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ広域連合長の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経過年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、同表の必要経過年数とすることができる。

3 国又は他の地方公共団体の職員が、国又は他の地方公共団体の行政事務と密接な関連を有する広域連合の行政事務の必要上、当該国又は他の地方公共団体との間に公式の文書等による相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、引き続き職員になつた者に第一項第二号の規定を適用する場合において、人事行政上に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、広域連合長の承認を得て職務の級を決定することができる。

(新たに職員となつた者の号給)

第十条 新たに職員となつた者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第六に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経過年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第十二条から第十六条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第十一条 初任給基準表は、その者に適用される試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第五条第二項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の

適用については、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第十二条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とする。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「大卒程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒程度」にあつては「短大卒」の区分、「高卒程度」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第十三条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第九条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十条第一項の規定による号給（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数の月数にあつては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（広域連合長の定める者にあつては、当該号給の数に三を超えない範囲内で広域連合長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

一 第五条第二項第一号及び第二号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「大卒程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒程度」にあつては「短大卒」の区分、「高卒程度」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

二 第五条第二項第三号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数（前条第一項の規定の適用を受ける者等で広域連合長の定めるものにあつては、広域連合長の定めるところにより得られる経験年数）

三 前二号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

四 第一号及び第二号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第六条及び第七条の規定を準用する。

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号給）

第十四条 前二条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第十五条 次に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となつた者の号給について、前二条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

一 国又は他の地方公共団体の職員

二 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職し、退職後一年以内の期間において再び採用されることとなる者

三 その他広域連合長が前二号に掲げる者に準ずると認める者

(特定の職員についての号給)

第十六条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第九条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ広域連合長の承認を得て、第十三条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

第五章 昇格及び降格

(昇格)

第十七条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を一級上位の職務の級に決定するものとする。

一 第九条第一項第一号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ広域連合長の承認を得ること。

二 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数を有していること。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第一項第二号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。

4 第一項の規定による昇格は、現に属する職務の級に一年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が一年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ広域連合長の承認を得たときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第十八条 職員が第五条第二項第一号及び第二号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは異なる試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務

の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第十九条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第七に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前二条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が二級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第十八条の規定により職員を昇格させた場合において、前二項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前二項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、広域連合長の定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第二十条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

第六章 昇給

(昇給日)

第二十一条 条例第四条第四項の規則で定める日は、第二十五条に定めるものを除き、毎年四月一日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

第二十二条 条例第四条第四項の規定による昇給（第二十五条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（昇給区分及び昇給の号給数）

第二十三条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第三号又は第四号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、広域連合長の定めるところにより行うものとする。

- 一 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
 - イ 勤務成績が極めて良好である職員 A
 - ロ イに掲げる職員以外の職員 B
 - 二 勤務成績が良好である職員 C
 - 三 勤務成績がやや良好でない職員 D
 - 四 勤務成績が良好でない職員 E
- 2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- 一 広域連合長の定める事由以外の事由によって昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第四号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D

二 広域連合長の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 前三項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、広域連合長の定める割合におおむね合致していなければならない。

5 条例第四条第四項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第八に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第十九条第三項若しくは第二十七条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数に乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（広域連合長の定める職員にあつては、第一項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で広域連合長の定める号給数）とする。

7 前二項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

8 第五項又は第六項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 一の昇給日において第一項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、広域連合長の定める号給数を超えてはならない。

（昇給号給数の抑制に係る年齢の基準日）

第二十四条 条例第四条第六項の規定の適用については、同項に規定する年齢に達した日以後における最初の三月三十一日に当該年齢に達したものとす。

(研修、表彰等による昇給)

第二十五条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、条例第四条第四項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
 - 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
 - 三 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により過員を生じたことにより退職する場合 退職の日
- (最高号給を受ける職員についての適用除外)

第二十六条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第七章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第二十七条 職員が新たに職員となつたものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第十九条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。)又は広域連合長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を広域連合長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

第八章 雑則

(この規則により難い場合の措置)

第二十八条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、広域連合長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第二五号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第七は、平成十九年四月一日から適用する。

附 則（平成二一年規則第二号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第一号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第一号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。

別表第一（第三条関係）

級別標準職務表

職務の級	職務の名称
一級	主事の職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする主事の職務
三級	主査の職務
四級	1 課長の職務
	2 主幹の職務
五級	1 困難な業務を所掌する課長の職務
	2 副参事の職務
	3 高度の知識又は経験を必要とする主幹の職務
六級	1 事務局長の職務
	2 特に困難な業務を所掌する課長の職務
七級	困難な業務を所掌する事務局長の職務
八級	特に困難な業務を所掌する事務局長の職務

別表第二（第四条関係）

級別資格基準表

その他	採用試験			試験	
	程高 度卒	程短 大 度卒	程大 度卒		
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	学歴免許等	
三	○	○	○	一級	
一二	八	六	三	二級	
九	八	五・五	三		
一六	一二	一〇	七	三級	
四	四	四	四		
二〇	一六	一四	一一	四級	職務の級
四	四	四	四		
二二	一八	一六	一三	五級	
二	二	二	二		
二四	二〇	一八	一五	六級	
二	二	二	二		
二七	二三	二二	一八	七級	
三	三	三	三		

別表第三（第五条関係）

学歴免許等資格区分表

		学歴免許等の区分	
		基準学歴区分	学歴区分
1 大学卒		一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院博士課程の修了
		二 修士課程修了	(2) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
		三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による大学院専門職学位課程の修了
		四 大学六卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限六年のものに限る。）の卒業 (2) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
		五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の専攻科の卒業 (2) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
		六 大学四卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部（修業年限四年のものに限る。）の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
一 短大三卒	(1) 学校教育法による三年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による二年制の短期大学の専攻科の卒業		

4 中学卒	3 高校卒			2 短大卒											
	中学卒	三 高校二卒	二 高校三卒	一 高校専攻科卒	三 短大一卒	二 短大二卒									
(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(4)	(3)
前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	期課程の修了 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	海上保安学校本科の修業年限一年の課程の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	海上保安学校本科の修業年限二年の課程の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	航空保安大学校本科の卒業	海上保安学校本科の修業年限二年の課程の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。）の卒業	学校教育法による高等専門学校の卒業	学校教育法による二年制の短期大学の卒業	学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格

備考

ろう

この表の「特別支援学校」には平成十八年法律第八十号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成十三年法律第百五十三号による改正前の保健師助産師看護婦法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

4 中学卒	3 高校卒			2 短大卒												
	中学卒	三 高校二卒	二 高校三卒	一 高校専攻科卒	三 短大一卒	二 短大二卒										
(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(4)	(3)	
前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	期課程の修了 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業	海上保安学校本科の修業年限一年の課程の卒業	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	海上保安学校本科の修業年限二年の課程の卒業	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	航空保安大学校本科の卒業	大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。）の卒業	学校教育法による二年制の短期大学の卒業	学校教育法による高等専門学校の卒業	学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業

備考

ろう

この表の「特別支援学校」には平成十八年法律第八十号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成十三年法律第百五十三号による改正前の保健師助産師看護婦法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第四（第六条関係）
経験年数換算表

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員 又は旧公共企業体、政府 関係機関若しくは外国政 府の職員としての在職期 間	職員の職務とその種類が 類似する職務に従事した 期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下(他の職員 との均衡を著しく失す る場合は、100/100以 下)
民間における企業体、団 体等の職員としての在職 期間	職員としての職務にその 経験が直接役立つと認め られる職務に従事した期 間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務 等特殊の知識、技術又は 経験を必要とする職務に 従事した期間で、その職 務についての経験が職員 としての職務に直接役立つ と認められるもの	100/100以下
	技能、労務等の職務に従 事した期間で、その職務 についての経験が職員と しての職務に役立つと認 められるもの	50/100以下(他の職員 との均衡を著しく失す る場合は、80/100以 下)
	その他の期間	25/100以下(他の職員 との均衡を著しく失す る場合は、50/100以 下)

備考

- 1 経歴欄の上欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80/100以下（他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下）とする。
- 2 経歴欄の上欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で広域連合長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を広域連合長が別に定める。

別表第五（第七条関係）
修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 （一六年）	短大卒 （一四年）	高校卒 （一二年）	中学卒 （九年）
博士課程修了	二一年	（十）五年	（十）七年	（十）九年	（十）一二年
修士課程修了	一八年	（十）二年	（十）四年	（十）六年	（十）九年
専門職学位課程修了	一八年	（十）二年	（十）四年	（十）六年	（十）九年
大学六卒	一八年	（十）二年	（十）四年	（十）六年	（十）九年
大学専攻科卒	一七年	（十）一年	（十）三年	（十）五年	（十）八年
大学四卒	一六年	（十）一年	（十）二年	（十）四年	（十）七年
短大三卒	一五年	（一）一年	（十）一年	（十）三年	（十）六年
短大二卒	一四年	（一）二年		（十）二年	（十）五年
短大一卒	一三年	（一）三年	（一）一年	（十）一年	（十）四年
高校専攻科卒	一三年	（一）三年	（一）一年	（十）一年	（十）四年
高校三卒	一二年	（一）四年	（一）二年		（十）三年
高校二卒	一一年	（一）五年	（一）三年	（一）一年	（十）二年
中学卒	九年	（一）七年	（一）五年	（一）三年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数年（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「（＋）」の数は加える年数を、「（－）」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもつて、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正とするときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもつて、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について広域連合長が別段の定めをした職員については、広域連合長が定める修学年数及び調整年数をもつて、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第六（第十条関係）

初任給基準表

その他	採用試験			試験
	高卒程度	短大卒程度	大卒程度	
高校卒				学歴免許等
一級一号給	一級五号給	一級一五号給	一級二五号給	初任給

別表第七（第十九条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	29
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29

50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	30
52	20	36	36	44	42	30	30
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	31	31
56	24	40	40	48	44	31	31
57	25	41	41	49	45	31	31
58	25	41	42	50	45	32	31
59	26	42	43	51	46	32	32
60	26	42	44	52	46	32	32
61	27	43	45	53	47	32	33
62	27	43	45	54	47	33	
63	28	44	45	55	48	33	
64	28	44	46	56	48	33	
65	29	45	46	57	49	33	
66	29	45	46	58	49	34	
67	30	46	47	59	50	34	
68	30	46	47	60	50	34	
69	31	47	47	61	50	34	
70	31	47	48	62	50	35	
71	32	48	48	63	51	35	
72	32	48	48	64	51	35	
73	33	49	49	65	51	35	
74	33	49	49	66	51	36	
75	33	49	49	67	52	36	
76	34	49	50	68	52	36	
77	34	50	50	68	52	37	
78	34	50	50	69	52		
79	35	50	51	69	53		
80	35	50	51	70	53		
81	35	51	51	70	53		
82	36	51	52	71	53		
83	36	51	52	71	54		
84	36	51	52	72	54		
85	37	52	53	72	55		
86	37	52	53	73			
87	38	52	53	73			
88	38	52	53	74			
89	39	53	54	74			
90	39	53	54	75			
91	40	53	54	75			
92	40	53	54	76			
93	41	53	55	77			
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	55				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				

104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

備考

この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第八（第二十三条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4（職務の級が7級以上であるものにあつては、3）	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

この表に定める上段の号給数は条例第4条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。